

2015年農林業センサスの実施について

(調査への御理解と御協力をお願いします)

■調査の概要

農林業センサスは、我が国の農林業の生産構造や就業構造の実態を明らかにすることを目的に、5年毎に実施している農林業に関する最も基本的な統計調査です。

詳細な地域ごとの農林業の実態を明らかにすることが可能であり、国だけでなく都道府県や市町村など、様々なところで農林行政の推進に活用されています。

■基準日

平成27年2月1日を基準日として実施されます。

■調査の種類

①農林業経営体調査（調査員調査）

②農山村地域調査

※②の調査については、国直轄の調査となるため必要に応じて国（中国四国農政局）から個別に協力依頼がある場合があります。

■農林業経営体調査について

□調査規模（2010年調査実績）

回答数：名簿のみ1,101件 調査票回収1,125件
指導員、調査員数：指導員5名、調査員74名

※町内で行われる統計調査では、国勢調査（次回：平成27年10月1日実施）に次いで2番目に大きな調査。

□調査の対象者 ※下記にあてはまる全ての方が対象です。

- (1) 経営耕地面積が30アール以上の規模の農業を営む者
- (2) 農産物の作付面積又は栽培面積、家畜の飼養頭羽数又は出荷出数その他の事業の規模が一定規模以上の農業を営む者
- (3) 農作業の受託の事業を営む者
- (4) 保有山林の面積が3ヘクタール以上で、2015年をその計画期間に含む「森林経営計画」又は「森林施行計画」を作成している者
- (5) 保有山林の面積が3ヘクタール以上で、調査期日前5年間に継続して育林又は伐採を行った者
ほか

□スケジュール

時期	
1月中旬ごろまで	依頼文書を発送予定。 ※自治会放送などで調査の周知をお願いします
1月中旬～2月初旬	調査員が該当世帯を訪問。調査票の配布、回収。

問い合わせ：政策企画課
電話：37-5864